



平成 28 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ヤ マ シ ナ
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 堀 直 樹 (コード:5955 東証第 2 部)
問 合 せ 先	取 締 役 管 理 本 部 長 木 村 隆 宣 (TEL. 075-591-2131)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 27 日開催予定の第 141 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は事業領域の拡大および多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、第 27 条および第 36 条の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(目 的) 第 2 条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 1. ～ 34. [条文省略] [以下新設] 35. [条文省略]	(目 的) 第 2 条 [現行どおり] 1. ～ 34. [現行どおり] <u>35. 環境改善および保全に関する商品、設備および施設の企画、設計、製造および販売</u> <u>36. 自然エネルギー等による発電ならびに電気の供給および販売</u> 37. [現行どおり]
(社外取締役の責任限定契約) 第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役との責任限定契約) 第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に</u> 、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現行定款	変更案
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 変更の日程

定款一部変更のための定時株主総会開催日

平成28年6月27日（予定）

定款一部変更の効力発生日

平成28年6月27日（予定）

以上